

## 第6章      そ の 他

## **第6章 その他**

### **第1節 関係各課との連携**

本市は、計画の策定及び実施等において生活環境課、下水道課を中心とし、啓発事業及び処理施設整備計画等のあり方について随時連絡調整を行う。

また、生活排水対策を進める上で必要がある場合、関係各課と適宜検討を行い、全庁的に生活排水対策総合基本計画を効果的に推進していく。

なお、処理施設整備については、下水道課は、公共下水道、農漁業集落排水の普及及び浄化槽の設置促進、生活環境課においては合併処理浄化槽の設置促進に、平成52年度を目標として事業を推進する。

### **第2節 関係市町村の連携**

北川水域は上流部に佐伯市（大分県）、五ヶ瀬川水域には上流部に日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町、そして山都町、高森町（熊本県）があるので、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会を中心に、流域ごとの関係市町村と連携を図りながら啓発活動を行う。

### **第3節 関係する他計画との調整**

原則として、5年ごとの見直しを行うが、見直しまでの間に下水道計画等の変更があった場合は、その都度関係課と検討を行い、当計画の変更を行うものとする。

